

令和7年（ネ）第831号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 ゴードン・マーク

被控訴人 国

控訴理由書

2025年（令和7年）3月27日

東京高等裁判所第1民事部ホA係 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 笹本 潤
同 弁護士 緒方 蘭

第1 控訴理由の概要

1 原判決の事実認定と結論の誤り

原判決は、控訴人が繰り返し入国警備官らに対して何度も金を払えないと言っていることや、暴行を受けて「痛い」「助けて」と繰り返し叫んでいたこと（乙14、33参照）などを考慮せず（原判決5、6頁に記載なし）、他方で、入国警備官が控訴人に対して小さい声で「その話してないから」「お金の話しないでしょ、今」と発言したのを金銭支払いの必要はないと十分説明をしたものと過大評価して（原判決13、15頁）、控訴人の主張を退けている。

また、原判決においては、入国警備官らが説明をせずに、両腕を把持したまま複数の部屋を連行し、足を持って無理矢理座らせるなどの控訴人の恐怖心をあおるような行為をしたために、控訴人の興奮の度合いが強まっていた点が看過されている。

原判決は、控訴人に自傷他害の危険があると決めつけているが、控訴人

はあくまでも金を払えないと伝えようとしているに過ぎず、入国警備官に危害を加えたり、職務執行を妨害したりするために大声を上げているのではないし、控訴人は入国警備官がいない間は落ち着いている。

2 控訴人の視点に立って判断していないこと

控訴人は、入国警備官が、控訴人に対し、なぜ両腕を把持して連行するのか、どこに連れて行くのかについて説明をしたとは「思わない」と述べた（原告尋問調書8頁）。控訴人は、入国警備官による金銭要求を断ったから、仕返しとして両腕を把持されてどこかに連行されていると認識していた。そのため、控訴人は、これ以上金を払えない、ハラスメントだという趣旨の発言を繰り返した。これに対して、入国警備官は「金は払わなくていい」という説明を一切せず、控訴人の不安はさらに高まった。さらに入国警備官の一人は、人差し指を口の前に立てて「しーっ」と言い、その発言はするなというジェスチャーをしたため、控訴人は「今はビデオ撮影をしているから金のお話をするな」という意味で、後でまた金銭を要求されるものと受け取った（原告尋問調書7頁）。

入国警備官は、控訴人に対し、なぜ石けんを投げたのかを日本語で聞いているが、それは1回だけであり、控訴人は石けんを投げたことが原因で連行されているとは認識していない（甲32）。

入国警備官は、D調室が何のための部屋なのかも説明せず（山根調書21頁）、控訴人を座らせようと足を引くなどしており、控訴人が「痛い」「助けて」と言っても全くやめようとしなかったのであり、控訴人からすれば暴力をふるわれ、次に何をされるか全くわからず、命の危険が迫っていると感じる状況であった。

また、控訴人は所持品検査の時にポケットに手を入れられた時や、制圧行為の際に突然首を抱えて床に引き倒された時などに、驚いて反射的に身をよじったり、床に手を突いたりしているが、原判決はその短時間の反射

的な体を動きを「抵抗」と評価し（原判決 8 頁）、処遇規則 7 条 1 項 3、4、8 号に該当する行為と決めつけ（原判決 14、15、17、18、22 頁等）、入国警備官の行為が違法ではないことの根拠にしており、極めて不合理である。

3 原判決が音声記録のない点についても事実と異なる認定をしていること

原判決は、入管内部の資料が正しいと評価し、音声のない部分についても記録（甲 11、13、35、乙 13、36）のとおり的事实認定をし、控訴人が居室内で大声を出して壁を殴打し、石けんを入国警備官に投げつけたから連行したと認定している。しかし入国警備官らは控訴人に対し、石けんのことしか聞いていない。石けんを投げる行為よりも、大声を出して壁を叩く行為の方が他の収容者との関係で問題があるにもかかわらず、大声と壁の殴打は話題に出ていないのは不自然であり、控訴人が大声を出して壁を叩いたという事実は事実と異なる記載である可能性が高い。

第 2 原判決の個々の事実認定の誤りについて

以下、各論として、原判決の認定の誤りを指摘する。

1 本件行為①について

(1) 本件居室における問題の発生【本件行為①】

原判決は、入国警備官らが、控訴人と同じ収容区の別の居室に収容された被収容者に対しても、午後 6 時 44 分頃、同様に薬用せっけんを配布しようとしたが、これに対して同被収容者が大声で不満を述べたため、応援の入国警備官が駆けつけて同被収容者を事情聴取のため連行しようとし、このやり取りを聞いた控訴人が、本件居室内から「嫌がっているんだからやめろ。」と大声を出すとともに、居室内の壁を殴打し始め、さらに、午後 6 時 45 分、本件石けんを本件居室の搬入口（小窓）から本件居室の外に投げたと事実認定している（原判決 5 頁）。

しかし、控訴人は「嫌がっているんだからやめろ。」と大声を出すとともに居室内の壁を殴打する行為などしておらず、その上、このやり取りの音声の証拠は一切提出されておらず、事実関係の確認ができない。実際に、入国警備官らは控訴人に対して石けんを投げたことは質問していても、居室内で大声を出し壁を殴打する、というより他の収容者に影響がある行為には一切触れておらず、不自然である。そのため、入国警備官は、石けんを投げるという軽微な行為だけでは連行を適法にしにくいと判断して、敢えて控訴人が行っていない行為を付け足したことが疑われる。

原判決 5 頁が証拠として挙げる甲 1 1, 1 3, 3 5 は、入国警備官の申告に基づいて記載されたもので、入国警備官らが控訴人に対する連行と暴行を正当化させようと、敢えて連行前に控訴人が大声を出して居室内の壁を叩いたという事実ではない行為を追記したものと考えられ、これらの書証は信用性を欠く。

なお、甲 1 1, 1 3 号証は控訴人が提訴時に提出したものであるが、提訴時はまだ録画データが開示されておらず、事件の全容が明らかではなかったため、やむなく制圧行為の証拠として提出した。録画データが開示された後、控訴人とやり取りをする中で、控訴人が当時の事を思い出し、甲 1 1, 1 3 の記載内容の一部が事実と異なることが判明した次第であるため、事実認定に用いられるべきではない。

(2) 事情聴取のための本件取調室への連行【本件行為①～④】

ア アについて

原判決は「副看守責任者山根が本件居室に到着した時点で、控訴人が大声を出すなど興奮状態にあり、山根が事情を聞くために別室に移動するよう指示しても、「ハラスメント」などと繰り返し叫んで従わなかった」と認定する（原判決 5 頁）が、控訴人は入国警備官によって突然腕を掴まれて連行されたと認識しており、この部分は音声の証拠がないため、

控訴人が大声を出したことや山根が指示したことは認定できない。

また、連行が始まって最初の約10秒は音声及び映像がなく（乙36と乙14の間）、また、乙36は音声がないため、事実を確認することができない。そもそも、控訴人が金を払えないという発言を繰り返していること自体が異常であり、連行前に入国警備官から金銭要求があったと見るのが自然である。

上記（1）のとおり、甲11、13、33、乙13、14は、入国警備官らが連行と暴行を正当化するために事実と異なる記載をしたものであるため、信用性を欠く。

イ イについて

原判決は、本件取調室において、入国警備官らが、控訴人の正面から控訴人の両ひざの裏に手を当てて手前に引く方法で、抵抗する控訴人を椅子に座らせたと認定している（原判決6頁）が、この時、控訴人は座るよう指示をされておらず、説明もないまま突然、足を持たれて無理矢理座らされているのであり、腹部ヘルニアの既往歴がある（甲32、甲4～6）控訴人は痛みと突然の事で驚いたに過ぎず、「抵抗」などしていない。

控訴人はいつそう興奮し、「ファックユー」等と叫び続けたと書いているが、「ファックユー」と言ったのは3回だけである（甲33、乙14）。

むしろ、この時、控訴人は「痛い」「助けて」と何度も叫んでも、入国警備官らは無言で足を引くのを止めようとしていない（乙14、18：49：07～18：49：30）が、原判決はその事実を一切考慮しておらず、考慮すべき事実を考慮していないのである。

原判決は、入国警備官らが「その話してないでしょ。今。」「なんで石けん投げたのかなって話してるだけね。」「お金の話はしてないですよ。」「あなたが、石けんを。」「話を聞いてください。」「落ち着いて。」、

「カームダウン。」等と声をかけて、控訴人が本件石けんを投げたことに関する事情を聞きたい旨申し向けたと認定している（原判決6頁）。

しかし、入国警備官らは、控訴人に、金銭を払わなくていいとは一切言っていないのであり、控訴人は自分の金銭を取られるのではないかと不安になって発言を繰り返しているため、入国警備官らの発言は控訴人に事態を理解させ、落ち着かせるものになっていない。さらに、入国警備官の一人は、人差し指を口の前に立てて「しーっ」と言い、その発言はするなというジェスチャーをした（乙14、18：51：58）ため、控訴人は今は金の話題をするなという意味、つまり、後で金を要求されるという意味に受け取った（原告尋問調書7頁）。

（3）緊急隔離の実施

ア 本件隔離室への移室【本件行為⑤】

原判決は控訴人が引き続き興奮状態にあり、山根が「落ち着いて」と声を掛けても大声で叫ぶことを止めなかったと認定している（原判決6、7頁）が、控訴人からすれば、本件取調室で無理矢理座らされ、「痛い」「助けて」と何回叫んでも止めてもらえず、またさらにどこかに連れていかれることになり、大変な恐怖心を抱いていたものであり、入国警備官らは原告が理解できる表現で金銭の要求をしていないことを説明するべきであった。

イ 本件所持品検査の実施及び本件保護室への移室【本件行為⑤～⑥】

原判決は、本件所持品検査において、入国警備官らが、控訴人のポケットに手を入れ、服の上から体を触ったことについて、控訴人が入国警備官らに把持された両腕を振りほどこうともがき、入国警備官が控訴人の体に触れると強く身体をのけぞらせ、これによって控訴人の体に触れていた入国警備官が後ずさり余儀なくされ、また、その際、控訴人が自身の頭を後方に揺らしたために後ろの壁に控訴人の後頭部が当たり

そうになり、別の入国警備官が控訴人の後頭部を支えながら所持品検査が続けられたとする（原判決7頁）。

しかし、これは、入国警備官らは何らの説明もなく突然、控訴人の体をまさぐり、ポケットに手を入れて中身を確認し始めたため、控訴人が反射的に体をもがき、頭を後方に揺らしたのであり、控訴人が入国警備官らの拘束を解きたくて暴れたのではない。突然説明なくポケットに手を入れられ、体をまさぐられれば、驚いて体をのけぞらせるのは通常の反応であり、しかも体をのけぞらせたのは一瞬の事であり、このことをもって控訴人がことさら抵抗しているように評価するのは不合理である。

原判決は、控訴人はより興奮し、体をのけぞらせ、大きな声で「ヘンタイ」と叫び続けたため、山根は本件所持品検査を打ち切り、本件所持品検査を行った時間は約15秒ない20秒であったとする（原判決7頁）。この時間は薄着の控訴人の所持品検査を行うのに十分な時間である。また、控訴人が「ヘンタイ」と叫んだのは、突然何の説明もなくポケットに手を入れられるなどしたためであり、入国警備官らに対して危害の意思や悪意を持って発言したのではない。

（4）本件保護室における本件制圧行為①及び本件皆具使用行為①の実施

ア 控訴人を座らせるための試み【本件行為⑥】

原判決は、山根が控訴人を落ち着かせ、かつ、入国警備官らが本件保護室から安全に退出するためには、控訴人をいったん座った状態にさせる必要があると考え、控訴人に対し「ちょっとここで落ち着いてもらうから、一回座ろう。」「座って。」と声を掛けて着席を指示したものの、控訴人は入国警備官らに把持されている両腕に力をこめて振りほどこうとし、大声で叫び続け、上記指示に従わなかったと認定している（原判決7頁）。

しかし、控訴人は山根の日本語の指示を理解しておらず、また、控訴人は当時、入国警備官らが控訴人が金銭を支払わないという理由で、控訴人に対して危害を加えようとしていると思い込んでいたため、座れば何か危害を加えられると思い、脅えていたのであり、山根の指示では不十分である。また、入国警備官らは控訴人の体を部屋の奥に引っ張ったため、控訴人はバランスを崩して一瞬腕を動かし、体に力を込めたに過ぎず、抵抗するために両腕に力を込めて振りほどこうとしたのではない。

原判決は、山根の指示の下、控訴人の足を持ち、控訴人を座らせようとしたが、控訴人は「痛い」と叫んでこれに抵抗したとする（原判決7、8頁）が、控訴人は腹部ヘルニアの既往歴があり、足を持って無理矢理座らせられる行為は痛みが生じるものであり「痛い」と叫んだのであり、突然の事で驚いて反射的に身体を固くしたに過ぎないから、これを「抵抗した」と評価するのは悪意がある。

イ 本件制圧行為①【本件行為⑥、⑧】

原判決は、山根は、控訴人が興奮状態にあり、控訴人が指示への抵抗を続けていたことから、控訴人の両腕を話して控訴人を解放すれば、控訴人が本件保護室から退室しようとする入国警備官らに対し危害を加える恐れがあると考えた（原判決8頁）、という山根の考えを引用している。しかし、控訴人は恐怖や痛み、突然の所持品検査や座らせる行為に対する反射的な反応をしたに過ぎず、指示への抵抗を続けていた事実はない。控訴人は反射的な反応以外では、基本的に体を動かして抵抗することはなく、入国警備官らに反抗したり、危害を加えるような動きをしていない。山根の考えは控訴人が抵抗し反抗するという決めつけによるものであり、山根の考えを元にするべきではない。

ウ 本件戒具使用行為①【本件行為⑦】

原判決は、控訴人が、本件制圧行為①によりうつぶせの状態となって

いる中で、控訴人が入国警備官に押さえられた左腕を上を挙げようとする動作をしたと認定する（原判決 8 頁）が、これは控訴人が突然床に引き倒され、腹部ヘルニアの既往歴などから腰を守るために一瞬だけ左腕を動かしたに過ぎず、抵抗して入国警備官らに危害を加えようとする目的の動きではないことは明らかである。

また、原判決は、山根が、控訴人に繰り返し力を抜くように告げたものの、控訴人がこれに応じず、身体に力を入れ続けていたことから、控訴人が自傷行為に及び、又は、入国警備官らに対して危害を加えるおそれがあり、これを回避するためには控訴人に手錠をかける必要があると判断したという、山根の考えを引用している（原判決 8 頁）。しかし、控訴人は突然何の説明もなく突然、6 人がかりで床に引き倒されたのであり、足を持たれている間は「痛い」と言っており、そのような状況下では転倒しないように体に力を入れるのは当然の反応である。また、控訴人は自分の身に何が起きているのかわからず、力を入れないでと言われても、恐怖のあまり体の力を抜くことはできたとは思えない。控訴人は入国警備官らに対して危害を加えるようなそぶりは見せていないし、むしろ「オーケー」と繰り返し言っている。原判決が引用する山根の考えは根本的に誤っている。

(5) 本件行為⑩について（本件戒具使用行為②の後の手錠の解錠）

入国警備官らが、同日午後 10 時 28 分頃に本件保護室で、控訴人の手錠を外して退出する間にも、控訴人が呼吸時にひゅうひゅうという音を出すようになったことに対して、声をかけるのみで、毛布を貸与するくらいのことしかしていないことを認定している（原判決 11 頁（6））。

しかし、乙 32, 乙 35 のビデオを見れば、入国警備官らが手錠を解錠する際、控訴人の息をする音は単に「ひゅうひゅう」というように表

現できるような軽い呼吸の音ではなく、気管支が詰まっているような、引き付けるような呼吸の音であり、明らかに以上な呼吸音である。これが乙32のビデオでは、22時17分09秒頃から繰り返し咳をするようになり、22時23分30秒頃からは明らかに異常な音で咳をするようになっていることがわかる。

入国警備官は監視カメラ等でその様子を把握していたにもかかわらず、これに対して何ら行動を起こさずに手錠の解錠作業とそれを撮影する行為を行い、結局保護室に放置したまま、部屋を去っている。部屋を去る直前に確かに「ゴードンさん、体調悪いかな」などと問いかけているが、控訴人はこの問いかけに口頭で返事をしておらず、ジェスチャー等の反応もしていない。控訴人がこの日本語を理解したとは思えない。だからと言って放置していいことになるわけではない。

第3 原判決の法的評価の誤りについて

1 本件行為を判断する際の枠組み

原判決は、処遇規則に沿って違法であるか否かを判断しているが、入国警備官の対応は、控訴人の身体を拘束するものであることから、比例原則に則って、入国警備官の対応が必要であったか、及び、相当であったかという観点からも検討されるべきである。

2 本件行為①について

乙36には音声がなく、甲11, 13等の報告書の信用性も低いため、認定事実(1)の事実は、事実として認められない。

控訴人は他に入管内のファミリーマートで購入した石けんを所持しており(原告調書4頁)、本件石けんは不要であるから小窓から本件石けんを投げ捨てたのであり、この行為自体は控訴人以外の他人に迷惑をかけることではないため、処遇規則7条1項4号(他人に対する迷惑行為をしな

いこと)に反しない。

また、石けんは投げた時にたまたま入国警備官が手を伸ばして同人の手に当たったのであり、手に石けんが当たっても職務自体が妨害されたわけではないから、8号(職員の職務執行妨害しないこと)にも反しない。

原判決は入国警備官らが控訴人の行為につき口頭で中止を指示したものの、控訴人が大声を出し続け、事情を聴取するために別室に移動するよう口頭で指示してもなお、控訴人が大声を出し続けてこれに従わなかったと認定し(原判決5頁)、法的評価もその認定を元に行っている(原判決13頁)が、この部分の音声はなく(乙36)、控訴人は大声を出しておらず指示をされた記憶もない上(原告調書5頁)、何か言われたとしても日本語で理解できない。上記第2、(1)のとおり、甲11、13は事実と異なる。

控訴人が大声を出して居室の壁を殴打していたならば、本件石けんを投げた事よりも重大な行為であるが、その後の入国警備官らの本件取調室での発言では「なんで石けんを投げたのかなって話してるだけ」という発言があり(乙14、18:53:58)、取調べの対象になる事実は石けんを投げたことであって、大声を出したことや居室の壁を殴打したことではないため、大声を出したことや居室の壁を殴打した事実はなく、その事実を認定するのは安直である。

原判決は本件石けんが小窓からそのまま落ちるのではなく、ごみ箱の上を一直線に飛び出しているのであって(乙36)、控訴人が小窓のすぐ下のごみ箱に捨てる目的で石けんを出したと見ることはできないと認定している(原判決12頁)が、石けんは入国警備官が手を伸ばした時にたまたまその手に当たったに過ぎない。入国警備官が手を伸ばさなければ、石けんはごみ箱の壁に当たって跳ね返ってごみ箱の中に入ったのであるから、ごみ箱に捨てるために投げたものと見るのが自然である。また、ごみ

箱付近にいた入国警備官はごみ箱よりも控訴人の居室の入り口に近い場所に体を傾けており、控訴人が石けんを投げた方向とはやや離れているため、入国警備官に当てるために石けんを投げたとは評価できない。

原判決は、ハンディカメラ（乙14）に控訴人に対して金銭を要求する言動は一切記録されておらず、また、入国警備官らの発言中に、上記撮影が開始される以前の段階で金銭の要求があったことをうかがわせるものは見当たらないと認定する（原判決13頁）が、入国警備官らはハンディカメラが音声付きであることを知っているため、敢えてハンディカメラの録画が開始されている状態で金銭要求をすることはあり得ない。

また、原判決は、入国警備官らが、金を払わない旨の発言を繰り返す控訴人に対し、「お金の話はしてないですよ。」などと、金銭要求がない事を理解させようとする趣旨とみられる声掛けを何度も行っていると認定している（原判決13頁）が、お金の話をしていないこととお金を払う必要がないことは別である。「お金の話しないでしょ、今」「その話しないでよ」と言っても、控訴人は後で金銭要求されると思って脅えているため、入国警備官らの声掛けは控訴人の不安を払しょくするものではない。

原判決は、控訴人の金銭に関する発言が強い興奮状態の中でされたものであり、客観的事実に基づく発言であるとは直ちに理解しがたいとしている（原判決13頁）が、控訴人は繰り返し真摯な態度で発言しているものであり、本当に金銭要求されると思っていたことが明らかである。

収容中の全期間を通じて連日にわたり数千円から一万円を支払うよう求められてこれに応じ続けたというものであり、不自然というほかないというが、実際に控訴人は毎日のように2000円から5000円程度の金銭を要求され続けていたのは事実であり、だからこそ控訴人はずっと金銭の支払について抗議しているのである（乙14、甲32、33）。

3 本件行為②について

控訴人は、連行中に「アイ キャナット ギブ ユー エニー モア(私はこれ以上支払うことができない)」「エブリデイ アイ ペイ マネー(私は毎日お金を払っている)」という趣旨の発言を繰り返しており(乙14、甲32, 33)、これに対して、入国警備官らは何らコメントせず、支払わなくていいとは一言も言っていないのであり、入国警備官らが金銭支払を全く求めなかったという主張は不自然である。

4 本件行為③について

控訴人は、入国警備官らが控訴人に対して連行の理由を説明すれば控訴人を落ち着かせることができ、連行する必要が生じなかったにもかかわらず、同説明をしなかったことが違法であると主張しているが、原判決は、本件行為①について、入国警備官らが控訴人に対して大声を出すのを制止し、事情を聞くために別室へ移動するよう指示したにもかかわらず、控訴人が大声を出し続けたために、控訴人を本件取調室に連行したので、説明をしても指示に従わなかったものであるから、控訴人の主張は前提を欠くと断定する(原判決14頁)。しかし、本件居室内でそのような指示をしたこと、控訴人が大声を出し続けたことは、音声記録がなく、甲11, 13等も事実ではないため、原判決の認定の方が前提を欠いている。

そもそも、石けんを投げ捨てたことを理由にして、連行して事情を聴取する行為は、居室でも聴き取りができるため、明らかに必要性を欠いており、別室で周りを取り囲んで話を聴く方法も威嚇的である。また、両腕を把持して、行き先も告げずに居室以外の部屋にしている点で、相当性を欠く。

したがって、本件行為③は違法である。

5 本件行為④について

(1) ア 原判決は、控訴人が本件取調室に到着した後も、「ディス イズ ブターリティ」と叫び続け、入国警備官らに「落ち着いて。」等

と声を掛けられても、約8分間、「ファック ユー」等と叫び続けて事情聴取に応じようとしなかったものであると認定し、処遇規則7条1項3号、4号及び8号に違反し、又は、違反する行為をしようとしたものといえることができると認定する（原判決14、15頁）。しかし、「ディス イズ ブターリティ」と言ったのは、入国警備官らが行き先や理由を告げずに控訴人の両腕を把持してどこかへ連れ去ろうとしたためである。また、入国警備官らは本件取調室で何の説明もなく控訴人を座らせようとし、控訴人が「痛い」「助けて」と何度も叫んでも止めようとしなかったことから、控訴人は強い恐怖心を抱き、大きな声で「ディス イズ ブターリティ」と言うようになったのである。原判決は、このような入国警備官らの対応の問題点や控訴人がどのように感じたのかを一切考慮せず、控訴人が最初から攻撃的な言動を繰り返していたかのように認定しており、考慮すべき事情を考慮していない。

控訴人が「ファック ユー」と言ったのは午後6時55分の約10秒間に3回だけであり、入国警備官らは何も言わないことに危機感を募らせて発言したものである。

控訴人は終始、入国警備官らに対して攻撃することなく、両腕を把持されたまま連行されており、処遇規則7条1項3号、4号、8号に当たる行為はない。

イ また、原判決は、入国警備官らが、控訴人のひざの裏に手を当てて引いて座らせ、その後も控訴人の両腕を把持して控訴人が立ち上がらないようにしたにとどまるので、処遇規則17条の2に基づく適法な措置であると認定している（原判決15頁）。しかし、入国警備官らは説明もなく、突然、控訴人を強制的に座らせようとし、控訴人が「痛い」「助けて」と繰り返し叫んでも手を止めずに強制的に座らせたの

であり（なお、原判決は原告が「痛い」と言ったことは認定しているがこれを「抵抗」と評価しており（原判決 8 頁）原告が痛みと恐怖で苦しんでいたことを看過している）、控訴人に恐怖心と痛みを与えるような行為をしており、控訴人が理解できるような説明をして座ってもらうようにすべきであったのであるから、処遇規則 17 条の 2 の適法な措置とはいえない。

(2) 原判決は、入国警備官らが控訴人に対して金銭の支払いを要求した事実が認められないとし、控訴人が同要求をされていると誤信するに足りる事情も認められないばかりか、入国警備官らは、石けんを投げたことについての事情聴取を行う旨を控訴人に繰り返し告げ、「お金の話してないでしょ。」などと発言して、金銭要求の事実がないことを控訴人に理解させようとしているのであるから、本件取調室への連行に関する説明に不足があったといえないと認定している（原判決 15 頁）。

しかし、入国警備官らが金銭の支払いを要求した場面は音声がない上、控訴人が「アイ キャン ノット ペイ マネー」などと発言しても入国警備官らは黙って控訴人を連行し続けており、控訴人が金銭の要求をされたと誤信するような状況にあった。原判決は入国警備官が「お金の話してないでしょ。」と発言したとする（原判決 15 頁）が、正確には「お金の話しないでしょ、今」（乙 14, 18 時 52 分 35 秒）であり、入国警備官らは「お金を払わなくていい」とは一切言わなかったのであるから、控訴人に対して金銭支払いは不要だと説明したことにはならない。

入国警備官らの対応によって控訴人はいっそう不安になり、興奮状態が強まっていったのであり、入国警備官らの対応に問題がある。

入国警備官らが、金銭支払いは不要であると明確に説明をすれば、控訴人は落ち着いたのであり、入国警備官らの対応は必要性を欠く。また、入国警備官らは控訴人を無理矢理座らせ、控訴人が「痛い」「助けて」と

言ってもやめなかったのであるから、相当性を欠く。

6 本件行為⑤について

(1) 緊急隔離について

ア アについて

原判決は、控訴人が大声で「ファックユー」等と叫び続けて事情聴取に応じなかったから処遇規則18条1項2号に該当すると認定している（原判決16頁）が、「ファックユー」と発言したのは3回であり、大半はこれ以上金銭を払わないという訴えであるから、原判決の認定には偏りがある。

また、原判決は入国警備官らから落ち着くよう申し向けられても約8分間にわたり大声で叫び続けたとある（原判決16頁）が、控訴人の発言は、金銭要求は不当であると主張し、金銭を断ったことにより暴力行為を受けていると認識して助けを呼ぶものであり、入国警備官らを攻撃、威嚇するための発言ではない。そのため、緊急隔離は必要性・相当性を欠き、行き過ぎた措置である。

イ イについて

原判決は、本件取調室において両腕を把持された目的が興奮状態にある控訴人を落ち着かせて事情を聴取することにあることは説明せずとも明らかであるとする（原判決16頁）が、控訴人にとっては、本件取調室が話を聴取する部屋であることなど理解できず、金銭を支払わないせいで密室で入国警備官らに囲まれ、仕返しに暴力を振るわれるなどするのではないかと脅えていたのである。突然説明もなく無理矢理座らせようとしたことで、控訴人はさらに恐怖心を強めた。そのため、原判決の認定は全く筋違いである。

(2) 本件所持品検査について

原判決は、所持品検査の態様が「入国警備官らにおいて、控訴人の両腕

を把持し、控訴人の後頭部を支えながら、ポケットの中に手を入れ、また、服の上から身体に触れて所持品を確認するというものであり、としている（原判決17頁）が、乙14のハンディカメラでは入国警備官らの体があつて、控訴人の体の大部分が見えず、どのような所持品検査が行われているのか不明である。そもそも、両腕を把持した状態で、何らの説明もなく身体をまさぐり、ポケットに手を入れる行為は行き過ぎた行為であり、違法である。また、原判決は本件所持品検査の所要時間が約15秒ないし20秒間にとどまり、短いから合理的な限度にとどまると認定しているが、時間が短くとも、控訴人の尊厳を傷つけるような行為であることに変わりはない。

原判決は控訴人が強い興奮状態にあり、自傷他害の恐れが強い状況にあつたため、事前に説明をしなくても本件所持品検査の態様が相当でなかったということとはできないとしている（原判決17頁）が、控訴人は入国警備官らに対して金銭を払わないと繰り返して述べてはいるが、攻撃する仕草はしておらず、また、自らを傷つけるようなこともしていないため、自傷他害のおそれはない。

7 違法行為⑥について

(1) 控訴人を本件保護室に連行した行為について

原判決は、控訴人が本件所持品検査に際し、入国警備官らに把持された両手を振りほどこうともがき、入国警備官に身体に触られると、強く身体をのけぞらせ、頭を後方に揺らし、更に興奮を強めて、引き続き体をのけぞらせながら大きな声で「ヘンタイ」などと叫び続け、これにより入国警備官らは後ずさり余儀なくされるなどしたため、処遇規則7条1項3号、4号及び8号に違反し、又は、違反する行為をしようとしたものと認定する（原判決17、18頁）。

しかし、控訴人は説明なく突然に体をまさぐられ、ポケットの中に手を

入れられたことから、反射的に把持された両手を動かしてもがき、体をのけぞらせたに過ぎない。通常の間人であれば、羽交い締めにされた状態で突然体をまさぐられ、ポケットに手を入れられたら、気持ち悪くて体を動かし、のけぞることはあり得ることであり、それを抵抗しているように評価するのは極めて不合理である。また、「ヘンタイ」という発言も、入国警備官が控訴人のハーフパンツのポケットに手を入れてまさぐるという、セクシャルハラスメントに相当する行為を受けたことから、そのような行為をやめさせようとして抗議のために言ったのであり、殊更に入国警備官らを攻撃する意図で言ったものではない。

したがって、控訴人を落ち着かせる目的で本件保護室に入れる必要性はなく、本件保護室への連行は相当性を欠いており、違法な措置である。

(2) 本件保護室における制圧行為（本件制圧行為①）等について

上記第2、(4)、アのとおり、控訴人は恐怖の中で座れば危害を加えられると考えていたのであり、また、控訴人は両腕を振りほどこうとしてなどいない。そのため、処遇規則7条1項3号、4号及び8号にも違反していない。

控訴人が「痛い」と叫んだのは、突然、入国警備官が予告なく控訴人の首に手をまわして控訴人を床に引き倒したためであり、控訴人は抵抗する意図はないのであるから、必要性がない（突然床に組み伏されれば反射的に腕をつくのであり、このような場面で無抵抗でことはあり得ない）。また、入国警備官らは、控訴人に金銭を支払う必要がないと説明して控訴人を落ち着かせることなく、控訴人がより不安と恐怖に陥るような言動を繰り返し、控訴人を床に引き倒して制圧することまでしているのであるから、相当性を欠く。

したがって、処遇規則17条の2に基づく適法な措置には当たらない。

(3) 「原告の主張について」

ア 入国警備官は金銭を要求していない旨は伝えていないし、控訴人が理解できるような説明をしていないため、控訴人は金銭を払わないために連行されていると認識していた。大声で「ヘンタイ」と言ったのは、説明もなく身体をまさぐられ、ポケットに手を入れられるというセクシュアルハラスメントを受けたためであり、入国警備官らの対応によって控訴人はますます恐怖心を強め、興奮してしまったのであるから、入国警備官らの説明は明らかに不足しており、対応も不適切であった。したがって、原判決の認定（原判決19頁）には誤りがある。

イ 原判決は、本件制圧行為①を撮影したハンディカメラ及び本件定点カメラの映像にも、入国警備官らが両ひざを控訴人の首又は後頭部に載せて押さえつけたり、控訴人の首、腰及び足を蹴ったりしている場面は映っていないと認定する（原判決19頁）が、19時01分10秒頃から約1分間の映像（乙14、17）では、入国警備官が控訴人の頭部や首の上に座って控訴人の頭部や首を圧迫する格好で制圧しており、控訴人も「アイ キャナット ブレス（「息ができない」という意味）」と繰り返し言って、息苦しさを訴えている。手で頭部を押さえることもできたのに、控訴人の頭部の上に座る格好をし、「アイ キャナット ブレス」と繰り返し言っても制圧を止めなかった点で、入国警備官の制圧の態様は必要性および相当性を欠き、違法である。

8 本件行為⑦について

原判決は、控訴人が制圧されている間、入国警備官らに押さえつけられている左腕を上を挙げようとする動作をしたと認定し、「抵抗を続けている状態にあった」と評価している（原判決19頁）が、これは突然床に引き倒され、バランスを崩した恐怖と体の痛みから、反射的に左手を床につこうとする動作をしたに過ぎず、また、左腕を動かしたのは数秒間に過ぎないため、控訴人が抵抗を続けていると評価するのは不合理である。

また、原判決は、控訴人が繰り返し力を抜くよう指示を受けてもこれに応じなかったとして、抵抗を続けている状態にあったと評価するが、床に倒された時や、床に倒されて腕を後ろ手にされた時に、バランスを取ろうとしたり、痛みから、体に力を込めるのは当然の反応である。これを抵抗と評価し、処遇規則19条1項2号に該当するおそれがあるとするのは不合理である。

9 本件行為⑧について

原判決は、入国警備官が控訴人に対して鎮静剤を注射したとの事実を認めることはできないと認定する（原判決20頁）が、実際に原告の腰部には鎮静剤の注射痕があり（甲38）、また、原告が制圧を受けたのは本件制圧行為①と同②の2回のみである。

したがって、本件制圧行為①の時に入国警備官が原告に対し鎮静剤を注射したことは認定できる。

10 本件行為⑨について（両腕を把持して保護室の奥まで連行した行為）

(1) 原判決は、控訴人が本件保護室で毛布からタグを取り外して天井のカメラに貼り付けた行為が、控訴人の監視業務を続けさせることをできなくした行為に当たるとして、処遇規則7条1項8号の職員の職務執行妨害行為に該当するとしている（原判決20頁）。

しかし、これは安易な判断である。仮に保護室内の控訴人の行動を監視する必要があったとしても、単にタグを天井カメラから剥がせばいいだけであり、それをわざわざ、規則の職務執行妨害に該当する行為とまで大げさに認定する必要はない。次の制止、抑止のための措置を合法化するために、あえて職務執行妨害行為に該当すると認定したのであろう。

(2) そして、原判決は、入国警備官が本件保護室に入室しようとして

も、控訴人が扉のすぐ近くに立って入室を妨げ、扉を離れるように指示しても指示に応じなかったため、控訴人の両腕を把持して保護室の奥まで連行した行為を「合理的に必要な限度」での控訴人の行為の抑止行為として、処遇規則17条の2に基づく適切な措置という（原判決21頁）。

しかし、原判決も認定しているように、この一連の作業中、控訴人は入国警備官らに病院に行きたいと英語で訴え続けているのであり、それを無視して有形力を行使したことを「合理的に必要な限度」として許すことは不当である。

この点について原判決は、ジャンプして本件タグをカメラに貼り付けたこと、保護室内を歩き回ったこと、病院に行きたいと立ったまま繰り返し訴えたことなどをもって、健康状態に問題が生じているとほうかがわれない、とする（原判決22頁1行目）。しかし、入国警備官らは、保護室内にいる控訴人の病状を真剣に心配したり質問したりする態度ではなかった。しかも原判決は、後に手錠を外された後の場面で、入国警備官が「ゴードンさん、体調悪いかな」などの質問をしていることを認定していながら（原判決11頁8行目）、この場面でそのような質問すらしていないのに、「健康状態に問題が生じているとほうかがわれない」と断定することはできないはずである。

1.1 制圧行為②（控訴人をうつ伏せにして四肢を押さえつける行為）について

(1) 原判決は、入国警備官らがタグを外して保護室から退出するため控訴人の腕を離そうとしたところ、興奮状態に陥り、山根が「落ち着いて」と声をかけても、控訴人が「ファッキン キルミー」などと叫び続け、両腕を揺さぶるなどしたとしたことをもって、処遇規

則7条1項3号（他人に対して危害を加え、危害を加えることを企てないこと）、8号（職務執行妨害）に該当するとしている（原判決22頁）。

しかし、控訴人の行動が原判決のとおりだとしても、控訴人は金を要求されることを拒んだから入国警備官らが嫌がらせをするのではないかという恐怖を抱き、その上、保護室に入れられて制圧行為を受け手錠をかけられたため、殺されるのではないかと感じて興奮しているだけであって、入国警備官らに暴力などの危害を加えるおそれは全くない。入国警備官はそのために、5～6名の体制で1人の対象者を制圧しているのであるから、仮に控訴人が一人で暴力を加えても対抗できるものでないと控訴人が思うのは明らかである。原判決が挙げている控訴人が腕を振りほどこうとしたという評価は事実誤認である。控訴人は入国警備官らに拘束されている中で体のバランスを取るために反射的に動いたものに過ぎず、時間もほんの一瞬の事である。そのため、腕を振りほどこうとして抵抗する意図的な行動と評価するのは明らかに事実誤認である。

したがって、原告は入国警備官らに対して危害を加えようとしておらず、原告は処遇規則7条1項3号に違反していない。

(2)そして原判決は、山根氏は、入国警備官らが押さえていた控訴人の両腕を離して保護室から退室しようとするれば、入国警備官らに対して危害を加えるおそれがあると判断し、控訴人をうつ伏せに制圧するよう山根が入国警備官らに指示した、と事実認定をし（原判決10頁ウ）、控訴人をうつ伏せに制圧した本件制圧行為②が、合理的な抑止行為として処遇規則17条の2に基づく適切な措置といえんとする（原判決22頁）。

しかし、抑止行為は高度な人権侵害を伴うものであるから、その

必要性と相当性が必要であるが、必要性においてはそもそも上記(1)で述べたように、控訴人は金を要求されることを拒んだことによる入国警備官らの嫌がらせに対する恐怖から、何をされるかわからず興奮しているだけであって、他人に危害を加えうるとか職務を妨害するという意思はなく、その必要性に疑問がある。床に押さえつけられる前の控訴人の様子は、原判決が認定するほど控訴人は興奮していたわけではない。乙32号証の21:24:15頃は、控訴人は落ち着いて抗議している。同21:25:14頃には「ノーマナー」「ニード トゥ ゴー トゥ ホスピタル」、「ドント アクセプト」などと冷静に説明している。しかし、入国警備官が金銭を支払わなくていいという説明をせず、また、病院に行きたいという訴えを無視して、両腕を把持したことから、控訴人も大きい声で主張せざるを得なくなり、そのとき21:25:59頃に突然入国警備官の一人が、控訴人の頭をいきなり後頭部から床に向けて押さえつけ、その後3人の警備官でうつぶせにさせ、頭、手足を押さえつけたのである。

制圧・抑止行為としても、5～6人の入国警備官が控訴人を全く身動きできないように押さえつけるのは合理的な限度を超えた有形力の行使である。仮に抑止するためだとしても、手足を押さえつけ、頭部まで床になすりつけるように押さえつけるところまで徹底的に床面に押さえつけるのは限度を超えている。

原判決は、入国警備官が両膝を控訴人の首または後頭部にのせて押さえつけたほか、原告の首、腰、足を蹴ったという原審の原告の主張について、そのような場面は被告が提出したビデオには映っていないという。しかし、乙32の固定カメラの映像では、21:25:59頃にいきなり入国警備官が控訴人の頭を下方にぐいと引

き、うつぶせにした後、4人の入国警備官が控訴人の頭部、右手、左手、足をそれぞれ強い力で押さえつけ、21：26：29頃には控訴人の頭部を担当している警備官は両手で控訴人の頭を横向けにして床に押しつけている。乙34のハンディカメラでは、0：03：47頃に、頭部の押さえつけを担当している警備官が、控訴人の頭部を横向けにして、両手に全体重をかけて、床に頭部を押さえつけていることがはっきりと映っている。このことから、これらのビデオの場面においては警備官の膝を使って頭部を押さええているようには見えないものの、両手で全体重をかけるほどの強い力で頭部を堅い床面に押しつけており、このような強力な抑止行為は不要というほかない。少なくとも手足を押さえるだけで十分であり、頭部の押さえつけは、控訴人の身体に過度な危害を加える行為である。このような有形力の行使は「合理的に必要と判断される限度」とは到底言えない。

1.2 本件行為10について（本件戒具使用行為②）

原判決は、上記本件制圧行為②によりうつ伏せの状態では制圧されている「控訴人が力を抜く様子がなかったため、このまま控訴人を解放すれば、控訴人が自傷行為に及び、または入国警備官らに対して危害を加えるおそれがあり、これを防止するためには控訴人に手錠をかける必要がある」と判断し、入国警備官らに対し、控訴人の腕を右、左の順に背中の上に回し、手錠をかけるよう指示した」との事実認定をしている（原判決10頁エ）。

しかし、上記の本件制圧行為②により、すでに頭、両手、足を押さえつけられ、抵抗ができなくなった控訴人に対して手錠をかけることまで必要だったのであろうか。乙32の固定カメラの映像では、21時29分30秒ころから22時30分17秒までの約1時間の間手錠はつ

けたままだった。しかもその間控訴人は手錠を付けられたまま、異常な音の咳をずっと出していた。

手錠をかけるまでの動きを見てみると、入国警備官の過剰な反応が見て取れる。乙32号の固定カメラの映像では、21:26:30～35頃には控訴人は「オーケー」と言って、四肢を押しえつけられていることを承諾しており、21:27:16頃には、すでに身動きをしていない。しかし、入国警備官らは21:27:56頃には「危ないから手錠しよう」と言って、控訴人の動きとは関係なく手錠をはめる行為に着手しようとしている。そして、「右手から」などと声をかけ手錠をはめる作業をしていくのである。そして「私たち怪我したくないから」などと言って（乙34、05:50頃）保身しようとする。これらの入国警備官の行為は、過剰な防衛行為である。

この行為の合法性について原判決は、処遇規則19条1項2号（自己・他人に対する危害）に該当するおそれがあり、手錠のほかに防止する方法はなかったものと認められる、東京入管局長の命を受けるいとまがなかったから、控訴人の後ろ手で手錠をかけたことは処遇規則19条1項2号に基づく適法な戒具の使用と言えらる（原判決23頁）。

しかし、以上述べたように、後ろ手で手錠をかける必要性まであったかは疑問であるし、手錠をかけることは必要最小限の有形力の行使ではない。

1.3 本件行為11について（本件戒具使用行為②の後の手錠の解錠）

原判決は、処遇規則14条2項及び30条1項に違反しないとする（原判決24頁）。しかし、事実認定の項で述べたように、控訴人の咳の音は、引き付けるような音で、等間隔の時間で息を吸って吐く度に出ており、とても普通の音とは言えず、処遇規則14条2項の「異状」が

あった、同規則30条1項の「り病し、又は負傷した」に該当し、入国警備官らは必要な措置をとるべきだった。したがって、この点に関する原判決の判断は不当である。

1 4 本件行為12について（本件隔離を数日間続けたこと）

原判決は、6月2日の午後7時ころ控訴人は本件保護室に連行され、6月6日午前9時10分に隔離が解除された（原判決11頁（7））ことを認定している。これによれば、控訴人は、約4日間本件保護室と本件隔離室に隔離されていたことになる。そして、このような4日間にわたる隔離を続けたことを、処遇規則18条1項2号及び2項に合致し適法とする（原判決24頁）。

しかし、控訴人を約4日間も隔離する必要があったのであろうか。処遇規則は、「隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない」とする。隔離決定の隔離期間の終期は、ちょうど4日間であるが、4日間の隔離が必要なのかを毎日確かめなくてはならないのに被控訴人側はそのようなことを主張しておらず、4日間継続する必要性があったとは言えない。

約4日間にわたる隔離行為は、控訴人に対する懲罰や仕返しとして行っているものと思わざるを得ず、違法である。

第4 控訴人が日本語を理解できなかった点について

原判決は、入国警備官による控訴人に対する口頭で説明は、控訴人の日本語能力に照らし不十分であったとの原審原告の主張に対して、以下の理由を挙げて十分であったと判断している（原判決24～25頁）。

（ア）控訴人が平成11年から平成25年まで日本で生活していて、飲食店も経営していたこと

（イ）口頭審理の際に、日本語の日常会話は可能であると述べていたこ

と

(ウ) 被収容者申出書（乙 28、119）にローマ字で日本語を記載していたこと

(エ) 本件行為①～⑫の際、控訴人が繰り返し「痛い」「ヘンタイ」などの日本語を叫び、「一万円」「何それおかしいよ」と発言するなどしていたこと

(オ) 本件行為①～⑫の際、入管警備官らが平易な日本語で控訴人に指示や措置内容を伝えていたこと

しかし、(ア) 控訴人が経営していたのはレストランであり、ごく簡単な接客に必要な日本語さえできればなんとかできた。(イ) 日本語の日常会話ができると言っても、その程度は千差万別である。(ウ) ローマ字で日本語を少し書けたからと言って、音声での会話の理解ができるとは限らない。(エ) 控訴人の発する日本語は限定されていて「痛い」「助けて」「ヘンタイ」「一万円」「何それおかしいよ」などに限られている。それ以上長い言葉は話していない。そもそも控訴人は被告の在留資格に関する取調手続では英語の通訳を介さないと話せないくらいの日本語能力しなかったのである（甲39）。

被控訴人が証拠で出した乙号証のビデオ全般について言えることだが、控訴人は、入管警備官の日本語での少し長めの問いかけや説明に対して、その言葉をわかった上で反応していない。控訴人が興奮しているから日本語の問いかけ等に反応していないのではなく、そもそも日本語の長い文章を理解できないから反応していないのである。仮に控訴人が日本人であったなら、入管警備官の問いかけに対して、直接反論したり、否定したりするだろう。しかし、そのような会話（言葉のやりとり）がビデオでは見られないのである。

保護室で、控訴人が咳をしている時に入国警備官から「薬飲みますか」

(乙35、22:29、ビデオの時間は02分06秒頃)、「薬使うときは呼んでください」(乙35、22:29、ビデオの時間は02分20秒頃)などの簡単な質問をされているが、そのときは、控訴人は手錠も外され、興奮もしていないにもかかわらず、それらの入管警備官の言葉に反応していない。このような質問や少し長めのやりとりに控訴人が反応をしていない場面は、被控訴人が提出したビデオテープ全般にわたって見られる。

控訴人は、入国警備官らの日本語を理解しておらず、自分の知っている数少ない「ヘンタイ」など日本語の短い単語で抗議するのが精一杯だった。他の言葉「金を支払いたくない」、「病院に連れて行ってくれ」など少し長いフレーズはすべて英語で発話しているのである。

そのような状況を入国警備官らは認識しているにもかかわらず、終始日本語で控訴人に発信し続けていた。英語の通訳を呼ぶなり他に方法があったはずである。このようにコミュニケーションが成立してなかったことにより、控訴人には、入国警備官からの意図がわからず、金を渡さなくてもいいよとの説明もなく、控訴人はより深く恐怖を感じて、大きい声を上げざるを得ず、そのことによって入国警備官は職務妨害や自傷他害の危険があると判断して所持品検査や制圧行為、戒具の使用を行い、さらに控訴人は恐怖に陥るといふ悪循環に陥ったというのが本件の真相である。

第5 結論

よって、入国警備官らは、控訴人に必要な説明をせずにかえって不安を煽る言動を繰り返し、控訴人を興奮させ、控訴人が入国警備官らに危害を加える意図がないにもかかわらず、控訴人に対し過剰な制圧行為及び戒具の使用を2度も行ったのであり、入国警備官らの対応は違法

であり、原判決の判断には誤りがある。

以上